



令和4年4月27日

令和4年第4回高山市議会臨時会 提出議案について

- ・ 条例案件 3件

- ・ 事件案件 1件

- 計 4件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	石腰 洋平
係名	法制・選挙係
担当係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

令和4年第4回高山市議会臨時会 提出議案の概要

議第38号 高山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

(P1)

市議会議員の期末手当の支給率を改定するため改正するもの

①年間支給率 4.35月分 → 4.20月分(0.15月分減)

②令和4年6月分の期末手当の減額(令和3年12月分の0.15月分を減額するもの)

施行期日 公布の日

議第39号 高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (P3)

特別職職員の期末手当の支給率を改定するため改正するもの

①年間支給率 4.35月分 → 4.20月分(0.15月分減)

②令和4年6月分の期末手当の減額(令和3年12月分の0.15月分を減額するもの)

施行期日 公布の日

議第40号 高山市職員の給与に関する条例及び高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について (P5)

人事院勧告に基づき、期末手当の支給率の改定を行うため改正するもの

①年間支給率

一般職職員 2.55月分 → 2.40月分(0.15月分減)

※期末・勤勉手当の年間の支給月数 4.45月分 → 4.30月分

管理職職員 2.15月分 → 2.00月分(0.15月分減)

※期末・勤勉手当の年間の支給月数 4.45月分 → 4.30月分

再任用職員 1.45月分 → 1.35月分(0.10月分減)

※期末・勤勉手当の年間の支給月数 2.35月分 → 2.25月分

特定任期付職員 3.35月分 → 3.25月分(0.10月分減)

②令和4年6月分の期末手当の減額

一般職職員及び管理職職員 令和3年12月分の0.15月分を減額するもの

再任用職員 令和3年12月分の0.10月分を減額するもの

施行期日 公布の日

議第41号 財産(除雪グレーダ)の取得について

(P10)

除雪グレーダ1台を取得するもの